

北九州市立大学図書館規程

〔平成24年1月1日〕
北九大規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学学則（平成17年北九大学則第1号。）第13条第2項の規定に基づき、北九州市立大学図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、学術情報を集積管理して、効率的な情報提供をはかることによって、北方キャンパスにおける教育・研究に必要な学術情報・資料の所在を調査・収集し、提供する中核施設をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術情報の総合的集積及び一元的管理並びに学内外への円滑な提供
- (2) 図書館の運営管理
- (3) 学術情報の公開等を通じた地域貢献
- (4) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要と認めること

(図書館長)

第4条 図書館に図書館長を置く。

- 2 図書館長は、図書館の業務を掌理し、管理運営を総括する。
- 3 学長が必要と認めるときは、図書館に図書館副館長を置くことができる。
- 4 図書館副館長は、図書館長を補佐する。
- 5 図書館長及び図書館副館長の選考及び任期に関し必要な事項は、別に定める。

(図書委員会)

第5条 図書委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館副館長
- (3) 情報化推進課長
- (4) 外国語学部、経済学部、文学部、法学部、地域創生学群、地域戦略研究所、国際教育交流センター及び基盤教育センターの長の推薦により学長が指名する教員各1名
- (5) 教職専任教員のうち、教職課程運営委員会の委員長の推薦により学長が指名する教員1名
- (6) 大学院社会システム研究科及び大学院マネジメント研究科の長の推薦により学長が指名する教員1名
- (7) 図書館長の推薦により学長が指名する3名以内の教員

- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とする。ただし、当該委員を指名した学長の任期を越えることができない。
- 3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項の委員は、再任されることができる。
- 5 図書委員会は、図書館長が招集し、議長となる。ただし、図書館長に事故があるとき又は図書館長が欠けたときは、あらかじめ図書館長が指名する委員がその職務を行う。
- 6 図書委員会は、第3条に規定する事項を審議する。

(議事)

第6条 図書委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 図書委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を図書委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 必要に応じて図書委員会に専門部会を置き、専門事項について調査研究させるものとする。

(その他)

第7条 図書館の施設管理、運用並びに図書等の管理及び公開については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。